

# 「役員 の 公 募 は 終 了 し ま し た」

## 日 本 消 防 検 定 協 会 の 役 員 の 公 募 に つ い て （ 募 集 要 領 ）

平 成 2 1 年 1 1 月 6 日  
日 本 消 防 検 定 協 会

日 本 消 防 検 定 協 会 で は 、 下 記 の と お り 理 事 及 び 監 事 の 公 募 を 行 い ま す 。

### 記

#### 1 公 募 す る 役 員 の ポ ス ト 及 び 募 集 人 員

理 事 （ 常 勤 ） 1 名  
監 事 （ 常 勤 ） 1 名

#### 2 任 期

##### （ 1 ） 理 事

平 成 2 1 年 1 2 月 下 旬 か ら 平 成 2 3 年 1 1 月 1 4 日 ま で

（ 注 本 来 の 任 期 は 、 2 年 間 で す が 、 現 理 事 の 残 任 期 間 と な り ま す 。

##### （ 2 ） 監 事

平 成 2 1 年 1 2 月 下 旬 か ら 平 成 2 3 年 1 1 月 1 2 日 ま で

（ 注 本 来 の 任 期 は 、 2 年 間 で す が 、 現 監 事 の 残 任 期 間 と な り ま す 。

#### 3 職 務 内 容 等

（ 1 ） 理 事 別 紙 1 職 務 内 容 書 （ 理 事 ） の と お り で す 。

（ 2 ） 監 事 別 紙 2 職 務 内 容 書 （ 監 事 ） の と お り で す 。

#### 4 公 募 の 期 間

平 成 2 1 年 1 1 月 6 日 か ら 平 成 2 1 年 1 2 月 4 日 ま で

#### 5 応 募 方 法

（ 1 ） 応 募 書 類 \* 応 募 書 類 は 、 返 却 い た し ま せ ン 。

① 履 歴 書 （ 市 販 の 用 紙 で 可 。 写 真 を 添 付 す る こ と 。

\* 別 紙 職 務 内 容 書 の 「 5 必 要 な 資 格 ・ 経 験 等 」 の 有 無 を 確 認 す る こ と が で き  
る 内 容 が 記 載 さ れ て い る こ と が 望 ま し い 。

② 自 己 ア ピ ー ル 文 書 （ A 4 横 書 き で 2 枚 以 内 。 ワ ー プ ロ 使 用 。 1 2 ポ イ ン ト で 1 ペ ー  
ジ あ た り 4 0 文 字 × 4 0 行 を 原 則 と す る 。 自 ら が こ の ポ ス ト に 適 任 で あ る こ と を ポ  
イ ン ト 毎 に 簡 潔 に ま と め た も の 。

（ 2 ） 提 出 方 法

郵 送

（ 3 ） 提 出 先

日本消防検定協会 総務部庶務課

(封書表に、「公募申請書類在中」と記載)

郵便番号 182-0012

住所 東京都調布市深大寺東町4-35-16

(4) 提出締め切り

平成21年12月4日(金) 必着

## 6 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

- ① 外部有識者による選考委員会による一次選考(書類選考:履歴書及び自己アピール文書)、二次選考(面接審査)、審議等を経て理事会に上申します。  
なお、二次選考の対象者には、面接日時、場所等を連絡します。  
面接会場(東京都内を予定)までの往復の旅費は、自己負担となります。
- ② 理事会において、選考委員会の上申を受けて審議し、選任し、総務大臣の認可を受けます。

## 7 連絡先

日本消防検定協会 総務部庶務課 細川、山田

郵便番号 182-0012

住所 東京都調布市深大寺東町4-35-16

電話番号 0422-44-7471(代表)

E-mail : hosokawah@jfeii.or.jp

## 職務内容書(理事)

## 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

日本消防検定協会の理事（1名）を募集します。

当協会は、消防用機械器具等に関する型式試験、個別検定、鑑定等を実施するとともに、これらに関する調査、研究等を実施しています。

経営全般について理事長を補佐する理事として、約100名の組織を管理するとともに、主として総務部の業務（財務、会計、人事等）を総括する担当として、円滑かつ着実な業務管理ができる人材を求めています。

## 1 機関名：日本消防検定協会 （協会の業務概要等）

(1) 当協会は、昭和38年10月に設立された「消防法に設立の根拠を有する民間法人」であり、検定対象機械器具等についての型式試験及び個別検定、特殊消防用設備等の性能に関する評価、消防の用に供する機械器具等に関する鑑定並びに研究、調査及び試験等を行い、もって火災その他の災害による被害の軽減に資することを目的としています。

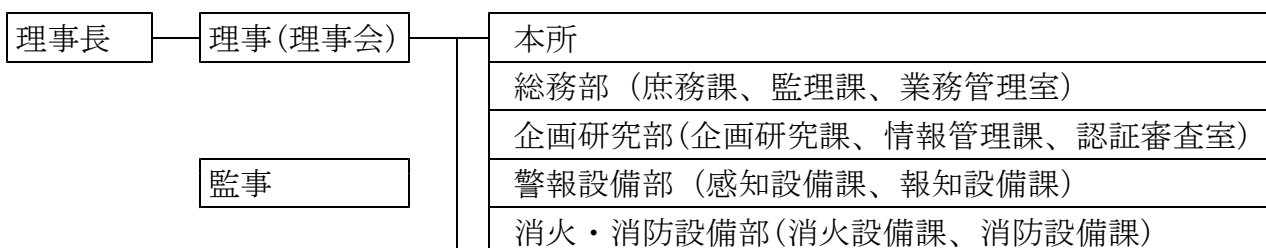
(2) 主な業務内容は、次の通りです。

- ① 消火器、感知器などの検定対象機械器具等についての型式試験を行うこと。
- ② 総務大臣の型式承認を受けた検定対象機械器具等についての個別検定を行うこと。
- ③ 防火対象物(建築物など)に設置が義務付けられている消防用設備等に代えて設置される特殊消防用設備等の性能に関する評価を行うこと。
- ④ 検定対象機械器具等に関する技術的な事項について総務大臣に意見を申し出ること。
- ⑤ 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行うこと。
- ⑥ 住宅用火災警報器、エアゾール式簡易消火具などの消防の用に供する機械器具等の鑑定を行うこと。

\* 業務の詳細は、当協会ホームページURL:<http://www.jfeii.or.jp> を参照してください。

(3) 組織

本所、大阪支所及び虎ノ門事務所があります。



評議員会

大阪支所(庶務課、検査課)

虎ノ門事務所

注1 大阪支所では、大阪支所管内の地域の個別検定などを行っています。

2 虎ノ門事務所では、特殊消防用設備等の性能評価、放水型ヘッドを用いたスプリンクラー設備の評価・確認試験などの業務のほかに、各種消防用機器に係る技術相談業務を行っています。

3 職員は、104名です。

## 2 ポスト・募集人員

理事（常勤） 1名

## 3 任期

平成21年12月下旬から平成23年11月14日まで

（注 本来の任期は、2年間ですが、現理事の残任期間となります。）

## 4 職務内容

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して経営全般について掌握するとともに、総務部(総職員数30名)及び大阪支所庶務課の所掌に属する事務、虎ノ門事務所の所掌に属する事務のうち庶務に関する事務、企画研究部及び虎ノ門事務所の所掌に属する事務のうち、協会の運営の基盤に係る企画及び調整に関する事務を分掌、統括します。

さらに、理事長に事故があるときの職務を代理し、理事長が欠員のときの職務を代行します。

具体的には、次の部局に係る業務を分担管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督することになります。

### (1) 総務部（庶務課関係）

人事、事業計画等について、適切な資源配分が実現できるよう総合調整を行うこと。

### (2) 総務部(監理課関係)

予算について、適切な資源配分が実現できるよう総合調整を行うとともに、その適切な執行について責任を負うこと。

### (3) 総務部(業務管理室関係)

コンプライアンスの基本方針、業務執行の適正さの確認、個別検定等に係る不正行為等に関する処置などに係る業務を統括すること。

- (4) 大阪支所、虎ノ門事務所関係  
庶務関係事務の執行の適正性の確保について責任を負うこと。
- (5) その他  
当協会の中長期計画の検討、策定など将来の戦略策定に当たり、関係者と調整を図りながら、担当部局の業務見直し等を企画立案すること。

## 5 必要な資格・経験等

- (1) 原則として、任期満了時点で65歳未満であること。
- (2) 当協会が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- (3) 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、当協会の業務上の利害関係者(検定、鑑定等の対象製品の製造等を行っている者など)に該当することとなる経歴を有しない他、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (4) 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、約100人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- (5) 民間企業や国等の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- (6) 当協会の適正な業務、運営の確保等について、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮できると認められること。

## 6 勤務条件等

- (1) 勤務条件
  - ① 勤務形態 常勤
  - ② 勤務地 日本消防検定協会本所(東京都調布市深大寺東町4-35-16)
  - ③ 勤務時間 役員であることから勤務時間、休暇の定めはありません
  - ④ 給与 年収 約1,550万円(税込み)(平成21年4月1日現在の役員給与規程による。特別地域手当及び特別手当を含む。)別途通勤手当
  - ⑤ 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断(年2回)等
- (2) 選考方法  
公募により、次のとおり選考します。
  - ① 外部有識者による選考委員会による一次選考(書類選考:履歴書及び自己アピール文書)、二次選考(面接審査)、審議等を経て理事会に上申します。
  - ② 理事会において、選考委員会の上申を受けて審議し、選任し、総務大臣の認可を受けます。
- (3) 応募書類等  
履歴書及び自己アピール文章

\* 詳細は、応募要領を確認してください。

## 7 欠格事項等

### (1) 欠格事項

消防法及び当協会定款により、次のいずれかに該当する者は、役員となることができません。

- ① 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- ② 消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者若しくは消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者（以下「販売業者等」という。）又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- ③ 販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

### (2) 役員解任

消防法及び当協会定款により、役員解任については、次のようにされています。

- ① 理事会は、役員が欠格事項のいずれかに該当するに至ったとき又は消防法の規定により、総務大臣から解任すべきことを命じられたときは、これを解任しなければならないとされています。
- ② 理事会は、役員が次のいずれかに該当するとき、その他役員たるに不適当と認めるときは、その役員を解任することができるものとされています。
  - ・ 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - ・ 職務上の義務違反があるとき。
- ③ 前①及び②に定める役員解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされています。

### (3) 役員兼職禁止

消防法及び当協会定款により、役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならないとされています。ただし、非常勤の役員にあっては、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでないとされています。

## 職務内容書(監事)

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

日本消防検定協会の監事（1名）を募集します。

当協会は、消防用機械器具等に関する試験、検定、鑑定等を実施するとともに、これらに関する調査、研究等を実施しています。

監事は、当協会の業務の実施状況、財務・会計等の実施状況などについて監査を行うほか、監査の結果に基づき、理事長又は総務大臣に意見を提出する権限・責任を有しています。

### 1 機関名：日本消防検定協会 (協会の業務概要)

(1) 当協会は、昭和38年10月に設立された「消防法に設立の根拠を有する民間法人」であり、検定対象機械器具等についての型式試験及び個別検定、特殊消防用設備等の性能に関する評価、消防の用に供する機械器具等に関する鑑定並びに研究、調査及び試験等を行い、もって火災その他の災害による被害の軽減に資することを目的としています。

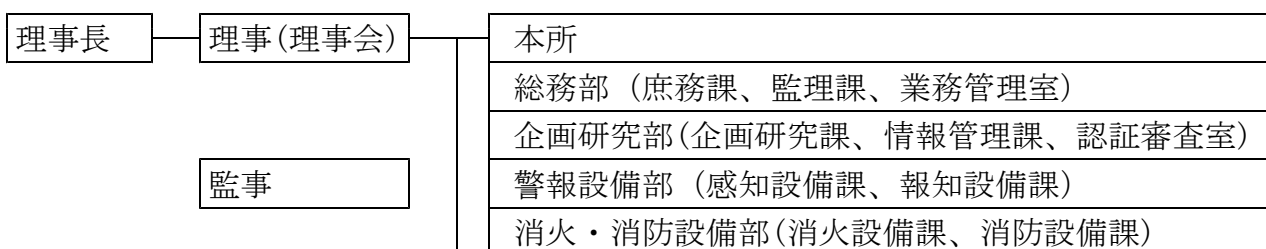
(2) 主な業務内容は、次の通りです。

- ① 消火器、感知器などの検定対象機械器具等についての型式試験を行うこと。
- ② 総務大臣の型式承認を受けた検定対象機械器具等についての個別検定を行うこと。
- ③ 防火対象物(建築物など)に設置が義務付けられている消防用設備等に代えて設置される特殊消防用設備等の性能に関する評価を行うこと。
- ④ 検定対象機械器具等に関する技術的な事項について総務大臣に意見を申し出ること。
- ⑤ 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行うこと。
- ⑥ 住宅用火災警報器、エアゾール式簡易消火具などの消防の用に供する機械器具等の鑑定を行うこと。

\* 業務の詳細は、当協会ホームページURL:<http://www.jfeii.or.jp> を参照してください。

(3) 組織

本所、大阪支所及び虎ノ門事務所があります。



評議員会

大阪支所(庶務課、検査課)

虎ノ門事務所

注1 大阪支所では、大阪支所管内の地域の個別検定などを行っています。

2 虎ノ門事務所では、特殊消防用設備等の性能評価、放水型ヘッドを用いたスプリンクラー設備の評価・確認試験などの業務のほかに、各種消防用機器に係る技術相談業務を行っています。

3 職員は、104名です。

## 2 ポスト・募集人員

監事（常勤） 1名

## 3 任期

平成21年12月下旬から平成23年11月12日まで

（注 本来の任期は、2年間ですが、現監事の残任期間となります。）

## 4 職務内容

当協会の（1）法令遵守状況、（2）経理や契約の適正性、（3）業務内容の適正性など、職務全般について監査する任務を負います。監査の結果に基づき必要があると認めるときは、理事長又は総務大臣に監事名で意見を提出する責務を有し、主に以下の監査業務を行います。

### （1）法令遵守等

消防法に基づき実施されている業務の法令適合性チェックを定期又は臨時に行い、その結果について監事名で監査報告書を作成し、理事長に提出する。

### （2）経理や契約の適正性について

毎年6月中に総務大臣に提出する財務諸表及び決算報告書の添付資料として、それらの内容の適切性を証明する意見書を監事名で作成し、理事長に提出する。また、随意契約の適正性を含めた入札・契約状況を定期又は随時にチェックする。

### （3）業務内容の適正性について

当協会が実施した事業内容を網羅的にまとめる事業報告書の内容について、協会の業務運営実態を適切に示していることを証明する報告書を毎年6月中に監事名で作成し、理事長に提出する。

## 5 必要な資格・経験等

- (1) 原則として、任期満了時点で65歳未満であること。
- (2) 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、当協会の業務上の利害関係者(検定、鑑定等の対象製品の製造等を行っている者など)に該当することとなる経歴を有しない他、監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (3) 法令遵守状況の監査実施に当たっては、当協会が行う業務についての的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有していること。
- (4) 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、企業会計等に基づき財務状況や決算状況を適切に監査する能力を有していること。
- (5) 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、約100人規模の組織の監査を適切に遂行できる十分な能力を有していると認められること。

## 6 勤務条件等

- (1) 勤務条件
  - ① 勤務形態 常勤
  - ② 勤務地 日本消防検定協会本所(東京都調布市深大寺東町4-35-16)
  - ③ 勤務時間 役員であることから勤務時間、休暇の定めはありません
  - ④ 給与 年収 約1,350万円(税込み)(平成21年4月1日現在の役員給与規程による。特別地域手当及び特別手当を含む。)別途通勤手当
  - ⑤ 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断(年2回)等
- (2) 選考方法  
公募により、次のとおり選考します。
  - ① 外部有識者による選考委員会による一次選考(書類選考:履歴書及び自己アピール文書)、二次選考(面接審査)、審議等を経て理事会に上申します。
  - ② 理事会において、選考委員会の上申を受けて審議し、選任し、総務大臣の認可を受けます。
- (3) 応募書類等  
履歴書及び自己アピール文章  
\* 詳細は、応募要領を確認してください。

## 7 欠格事項等

- (1) 欠格事項  
消防法及び当協会定款により、次のいずれかに該当する者は、役員となることがで

きません。

- ① 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- ② 消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者若しくは消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者（以下「販売業者等」という。）又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- ③ 販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

## （2）役員解任

消防法及び当協会定款により、役員解任については、次のようにされています。

- ① 理事会は、役員が欠格事項のいずれかに該当するに至ったとき又は消防法の規定により、総務大臣から解任すべきことを命じられたときは、これを解任しなければならないとされています。
- ② 理事会は、役員が次のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができるものとされています。
  - ・ 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - ・ 職務上の義務違反があるとき。
- ③ 前①及び②に定める役員解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされています。

## （3）役員兼職禁止

役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならないとされています。ただし、非常勤の役員にあっては、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでないとされています。